

「自転車安全利用五則」を守りましょう！

通勤・通学、普段の生活で自転車を利用している皆さん、正しく利用できていますか？交通ルールを守り、安全に自転車を利用しましょう！

『自転車安全利用五則』

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

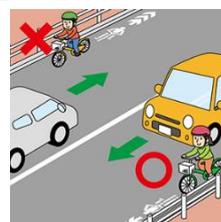
(例外)

- ・歩道に標識等がある時
- ・13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転している時
- ・車道を通行することが危険である等をやむを得ない場合



普通自転車
通行可標識

② 車道は左側を通行



③ 歩道は歩行者優先で 車道寄りを徐行

- ・歩行者の妨げになる時は一時停止
- ・危ないと思ったら自転車を降りて歩く

④ 安全ルールを守る

- ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止

⑤ 子供は ヘルメットを着用※



幼児用シートの
幼児も！

※令和4年の改正道路交通法に基づき公布日（令和4年4月27日）から1年以内に全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務となります。

特殊詐欺に注意！

令和4年7月末時点において、和歌山県内で発生した特殊詐欺被害は、前年の同時期と比較して被害件数・被害額ともに大幅に増加しています！



自治体職員を
かたる者から

未払いの年金があり、手続きのためATMへ行ってください。

❖ 詐欺です



警察官・金融機関
をかたる者から

口座が不正利用されているため、キャッシュカードの変更が必要です。

詐欺被害に遭わないために

- 他人にキャッシュカード・現金を渡さない
- 電子マネーを買って番号を教えない
- 携帯電話で話しながらATMを操作しない
- お金の話が出たらすぐに電話を切る
- 県警の「ちょっと確認電話」で確認

和歌山県警察特殊詐欺被害防止電話【0120-508-878=これは わなや】